

議案第1号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の2の備考1中「共用部分又は」を「共用部分若しくは」に、「場合は」を「場合又は共用部分を除く場合は」に改め、同表の3の8の項(1)中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、同項(3)ア中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イを同項(3)ウとし、同項(3)アの次に次のように加える。

| |
|---|
| イ 住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合に限る。） |
| (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メー |

| | | |
|--|--|--|
| | トル未満のもの 33 、 100円 | |
| | (イ) 当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満のもの 58,000円 | |
| | (ウ) 当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの 104,000 円 | |
| | (エ) 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上のもの 157,000円 | |

別表の3の8の項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

| | | |
|---|--|--|
| (2) 一戸建て住宅の場合（モ デル住宅法（建築物エネル ギー消費性能基準等を定め る省令第1条第1項第2号 イ(2)(i)及び同号ロ(2)に 定める基準をいう。）によ る場合に限る。） | | |
|---|--|--|

| | | |
|------------------------------|------------|---------|
| ア 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 1件 17,700円 | 認定申請のとき |
| イ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 1件 19,100円 | 認定申請のとき |

別表の3の備考8を同表の3の備考12とし、同表の3の備考7の次に次のように加える。

8 3の項及び4の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、申請建築物における1の建築物の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。）における1の建築物の額を合算した額とする。

9 5の項及び6の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）をする場合の手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた計画に新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、3の項及び4の項に定める額と同額とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（

以下「適合性判定」という。) の手数料の額は、1 の項(1)に定める額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

- 1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の当該計画の変更に係る適合性判定の手数料の額は、2 の項(1)に定める額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

別表の3の備考に次のように加える。

- 1 3 3 の項から8 の項までの規定の適用については、申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

- 1 4 7 の項及び8 の項の規定の適用については、仕様基準により共同住宅の申請をする場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)等の施行に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る手数料の追加等を行うとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。